

平成30年度第2回京都市産業廃棄物3R推進会議 摘録

1 日 時 平成31年2月4日（月） 午後3時00分～午後5時00分

2 場 所 職員会館かもがわ 大会議室

3 出席委員 高岡委員長，石田副委員長，河野委員，小谷委員，高橋委員，長田委員，
村井委員，矢野委員，山口委員，渡辺委員，松山オブザーバー

※ 中川委員，花嶋委員，山田委員は欠席。

4 議事内容

(1) 平成30年度第1回会議でいただいた意見

資料1に基づいて事務局から説明し，特に意見は出されなかった。

(2) 第3次京都市産業廃棄物処理指導計画に掲げた施策の進捗状況

資料2に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委 員：排出事業者や処理業者への立入検査の方針を変更したとのことだが，その理由を説明してほしい。

事務局：平成27年度と平成28年度には全件検査を実施し，その結果を踏まえ，指導の必要性が高い施設に重点的かつ効率的に立入調査をする方針で取り組んでいる。

委 員：指導の必要性の高さはどのように判断しているか？

事務局：過去の立入検査の結果，廃棄物の保管状況がずさんな事業場や市民から通報があった事業場等を指導の必要性が高いとしている。

委 員：さんばい施設見学会（小中学生，一般）の参加者が例年より少ないが，原因等は分かっているか？

事務局：小中学生の施設見学会は，京都市が日時及び見学先等を設定している。小中学生の施設見学会の参加者が少なかった原因は不明であるが，話題性のある施設を見学先にする等，来年度は参加者が増えるように取り組みたい。また，一般の施設見学会は，市民団体等が企画するものである。

委 員：処理施設の行政検査等が今年度は少ないように思えるが，廃止等で処理施設数が減少しているのか？

事務局：処理施設数は，今年度と昨年度は同数である。今年度分はこれから実施予定であり，行政検査数は，今年度も昨年度と同じとなる見込みである。

委 員：行政検査と定期検査の頻度は？

事務局：行政検査は毎年1回で，法に基づく定期検査は5年3カ月以内に1回である。

(3) PCB廃棄物に係る施策の進捗状況

資料3に基づいて事務局から説明した後，以下のような意見交換が行われた。

委員：私の所属団体においても、メールマガジン等は協力するので、排出事業者への周知に努めていただきたい。

事務局：協力の提案をしていただき、ありがとうございます。是非ともメールマガジンを周知に活用させていただきたい。

委員：メールマガジンについては、環境省のテレビCM（平成31年2月4日～17日）の終了後又は終了間際を実施すると効果的であると思うので、是非その時期に実施してほしい。

事務局：その時期にできるだけ実施できるよう、調整させてもらう。

委員：蛍光灯安定器の掘り起こし調査の対象事業者へのアンケート送付を全部終えたことは一安心である。これで終わりではないので、引き続き、取組を進めてほしい。

委員：やはり中小企業への周知が重要になってくると思う。

委員：代執行までを含めたスケジュールを示すことは、なかなかないことで、行政としての覚悟を感じる。ただし、代執行には相当の負担がかかるため、掘り起こし調査を進め、できる限り、代執行に至らないように進めていただきたい。

事務局：いただいた御意見を今後の施策にいかしてまいります。

委員：自家用電気工作物設置者の調査の進捗はどうか？

事務局：平成28年度に1回目のアンケート調査を実施し、平成29年度に未回答事業者への督促文書を送付したが、未回答や宛先不明の事業者が一定数存在するため、現在は、それらの事業者の調査中である。

（４）第3次京都市産業廃棄物処理指導計画の計画期間終了後の在り方

資料4～6に基づいて事務局から説明した後、以下のような意見交換が行われた。

<資料4に関して>

委員：京都市は一般廃棄物について処理責任を負うため、一般廃棄物と産業廃棄物は別々の計画とのことであるが、廃棄物処理法では、事業系廃棄物は、排出事業者責任である。そのため、事業系一般廃棄物については、排出事業者にあることから、事業系廃棄物についての計画（産業廃棄物+事業系一般廃棄物）にすることは検討できないか？

事務局：確かに、事業系一般廃棄物は、排出事業者の責任であるものの、その処分（焼却）は京都市が実施することなど、最終的には京都市に処理責任がある。そのため、現行どおり、一般廃棄物と産業廃棄物は別の計画として、施策を進めていきたいと考えている。ただし、産業廃棄物の計画の中で、事業系一般廃棄物について記載することは検討していきたい。

委員：京都市は、都市規模や廃棄物の発生量を考慮すると、一般廃棄物と産業廃棄物の処理施設が別々に成立する。また、計画の統合が難しい実情にあることから、現時点で一般廃棄物と産業廃棄物の計画を統合することは、時期尚早であるとの見解は理解できる。しかし、効率性や合理性を鑑みると、やはり廃棄物の一体処理が望ましいため、今後も議論は継続するべきだと思う。

<資料5について>

委員：京都市には、法制度等に関する情報の提供について、環境省（法改正等）と事業者をつなぐ役割を担ってほしいとの意見がある。

委員：産業廃棄物は域内処理が望ましいと考えるが、京都市内の処理能力が不十分である。石綿を含む産業廃棄物は京都市内では処理できない。また、事業者が中間処理をしたいと言ったとしても、京都市の審査が厳しく、なかなか許可に至らない実情がある。規制の緩和を検討してもらいたい。

事務局：京都市は内陸都市であり、周辺部は三山に囲まれ、景観を保全することが求められている。また、中心部は市街化が進み、まとまった土地が少ない。そのような状況で、都市計画上、産業廃棄物の処理施設の立地が認められる工業系の地域に限られており、市内で発生する全ての産業廃棄物を市内で処理することは難しい実情にあり、処分先が限定されている産業廃棄物については、京都府内など広域で処理しなければならない状況にある。

委員：処理能力の観点では、廃プラスチックの関係で、特に焼却処理施設が足りていない。

委員：石綿関係では、大気汚染防止法が改正される可能性があるので、京都市もその動向には注視していただきたい。

事務局：いただいた御意見を今後の施策にいかしてまいります。

<資料6について>

委員：前回調査の調査数と回答数を教えてほしい。

事務局：約8,300事業場に対して、アンケート調査を実施し、回答数は、約2,600であり、回答率は約33%であった。

委員：業界団体は、アンケート調査の対象としていたか？

事務局：排出事業者に直接、郵送調査を行っている。

委員：業界団体にアンケート調査の話をし、当該団体から所属している事業者に話をしてもらおうと、回答率は上昇すると思う。

事務局：いただいた御意見を今後の施策にいかしてまいります。

(5) 第19回環境フォーラムきょうと

資料7に基づいて事務局から説明し、特に意見は出されなかった。チラシが完成次第、各委員に送付することとした。

(6) 次回会議の日程

今回は、平成31年3月22日（金）の開催とすることとした。

以上